

令和7年度第2回  
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：2026年3月2日（月）午後3時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

時間になりましたので、ただいまから令和7年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の菅野と申します。よろしくお願いいたします。

担当係長からもお話があったとおり、本日、傍聴者の方はおられないということでご報告させていただきます。

続きまして、本日ご出席されている委員の皆様を私からご紹介させていただきます。

まず、会場にお越しいただいております9名の委員の皆様を時計回りで順番にご紹介させていただきます。

まずは、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の岩谷委員でございます。

岩谷委員は、今回の審議会よりご就任いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の大石委員でございます。

札幌司法書士会、司法書士の山代委員でございます。

向かい側のお席に移りまして、札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

札幌肢体不自由児者父母の会会長の山内委員でございます。

北海道立心身障害者総合相談所所長の人見委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

札幌市精神障害者家族連合会副会長の高杉委員でございます。

続きまして、オンラインで参加されている委員の皆様が6名いらっしゃいます。名簿順にご紹介させていただきます。

札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の石山委員でございます。

札幌公共職業安定所統括職業指導官の岡崎委員でございます。

北海道難病連相談課長の鈴木委員でございます。

札幌地区重症心身障害児（者）を守る会理事の時崎委員でございます。

札幌豊明高等支援学校校長の益満委員でございます。

北海道教育大学札幌校教授の安井委員でございます。

なお、本日は、3名の方々より、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

したがって、本日は、総数18人中15名の委員のご出席をいただいておりますことから、札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条第2項の規定によりまして、出席者が委員の過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

まず、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の成澤でございます。

障がい福祉課長の菊田でございます。

自立支援担当課長の森本でございます。

改めまして、私は、企画調整担当課長の菅野でございます。よろしくお願いいたします。

後ろに、その他関係職員が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の成澤よりご挨拶を申し上げます。

○成澤障がい保健福祉部長 皆様、こんにちは。

札幌市障がい保健福祉部長の成澤です。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの委員紹介の中で、今日から岩谷委員が就任とありましたが、民生委員の一斉改選がございまして、これまでは高柳委員だったのですが、今回は岩谷委員に当審議会委員就任のご快諾をいただきました。誠にありがとうございます。

改めて、この審議会ですが、障害者基本法に基づきまして、札幌市の障がい者施策を総合的

かつ計画的に進めていくためにご審議をいただく機関となっております。

次第にありますとおり、本日は5点ほど報告をさせていただくことになっております。

内容としましては、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定、障がい福祉サービス等の質の向上に向けた取組、児童発達支援センターの在り方等、新聞でも話題になりました障がい者雇用の関係で、協働事業の現在の見直し状況についてもご報告を差し上げる予定です。

2時間程度かかる予定となっておりますが、簡潔にしっかりと内容が伝わるようにご報告をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、ここからの進行は浅香会長にお願いしたいと思っております。

浅香会長、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○浅香会長 皆さん、こんにちは。

本日の進行を務めさせていただきます浅香です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の進め方について確認をいたします。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思っております。

また、発言の中で分からない言葉がありましたら、遠慮なくお知らせください。

気になったのは、オンライン出席者の方で、カメラはオフにしてほしいと言いましたけれども、オンにしてください。寂しくなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移りたいと思っております。

議題（1）の報告事項、さっぽろ障がい者プラン2024一部見直しについてです。

資料1から資料3に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当係長） ここからは、さっぽろ障がいプラン2024の一部改定方針についてということで、A3判横の見開きの資料1から資料3を用いましてご説明させていただきます。

では、資料1から説明させていただきます。

まず、さっぽろ障がい者プラン2024の構成でございますが、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画のほか、障がい者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー推進計画を一体のものとした札幌市の障がい福祉施策を推進する計画となっております。

現行のさっぽろ障がい者プラン2024につきまして、全体の計画期間は2030年3月までということで6年間ございますが、障がい福祉計画、障がい児福祉計画については、3年間のサービス見込み量を設定しておりますことから、策定した昨年から3年後の2027年3月に一部改定を行います。

一部改定に当たっては、このサービス見込み量の設定に合わせ、国で2025年12月公布、そして、2026年4月に施行予定の高次脳機能障害者支援法を踏まえた取組を盛り込むなど、基本的な施策の見直しを行う予定でございます。

2番、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定方針でございます。

資料1の左側に、青色の囲みで基本理念がございます。障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指しまして、今月中に策定予定の国の基本指針または国の動向、そして、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンなどの札幌市の施策の状況を踏まえまして、現状と課題を整理しまして、改定の方向性を検討し、基本目標、基本施策の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、資料2の（仮称）札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会の設置についてと

（案）という資料をご覧ください。

さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定体制については、まず、第1に、今年度実施しております障がい児者実態等調査、そして、障がい当事者団体などのヒアリング結果を十分に踏まえまして、ある程度計画の詳細が見えてきた段階になりますが、パブリックコメントを実施しまして、障がい当事者を含む市民の意見を取り入れてまいります。

また、資料左の下になりますが、改定素案の作成につきましては、障害者基本法に基づいて本市の障がい者施策の計画を審議する札幌市障がい者施策推進審議会において進めていくものとし、さらに多様な立場の方に計画作成に関わっていただくため、前回改定時に引き続き、当審議会内に計画検討部会を臨時に設置しまして、部会には、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などほかの附属機関や、障がい当事者団体の皆様にご参加いただきたいと考えております。

計画検討部会で作成した改定案につきましては、障がい者施策推進審議会の全体会議の承認をいただくとともに、札幌市自立支援協議会、札幌市精神保健福祉審議会にもご報告をさせていただきます。

資料左の真ん中になりますが、計画検討部会でご検討いただいた改定素案につきましては、札幌市役所の障がい者施策に関わる多様な部局との意見交換による検討や調整、庁内会議などを経て確定させてまいりたいと考えております。

右側の表ですが、計画検討部会の委員構成（案）となっております。

委員構成につきましては、令和5年度の前回改定時の構成を掲載させていただいておりました、これを参考に、障がい当事者、有識者、支援者など、様々な分野の皆様にご参加いただき、関係附属機関の多様性のほか、障がい種別にも配慮したものにしたいと考えております。

この委員構成（案）についてもご了承いただけましたら、新年度に入り次第、正式な委員委嘱などの必要な手続を行ってまいりたいと考えております。

一方、団体によっては、役員改選など、委員候補者が変更される場合があるということでご承知おきいただければと思います。

続きまして、資料3、さっぽろ障がい者プラン2024一部改定に係るスケジュール（案）をご覧ください。

令和7年度につきましては、皆様にご協力をいただき、アンケートやヒアリングなどによる障がい児者実態調査を実施させていただきました。まとめた報告については、報告書として今月末に完成予定ですので、追ってご報告をさせていただきます。

令和8年度に入りましたら、6月頃から当審議会に設置します計画検討部会における審議を経まして、9月頃には計画素案を完成させたいと考えております。計画素案が完成いたしましたら、各附属機関への報告や承認を経て、秋頃の庁内会議を踏まえ、計画素案を確定させ、市議会の厚生委員会に報告させていただきます。その後、パブリックコメントを実施しまして、令和9年3月に公表を予定しております。

策定スケジュールにつきましては、非常にタイトなスケジュールとなっておりますので、議論の進捗状況によっては、随時、見直すなどの流動的にならざるを得ない部分もございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定方針検討体制についてご説明をさせていただきました。

説明は以上となります。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局説明について、委員の皆様からご質問などがあれば、挙手またはご発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、私からですが、障害者文化芸術推進法と読書バリアフリー法は、2024年の計画に入っていますか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 計画の中に一体化してプランを作成しておりますので、盛り込んだ内容となっております。

○浅香会長 どんなものでしたか、簡潔にお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） まず、障害者文化芸術推進法は、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための国の法律になっていまして、障がい者の個性と能力の発揮と社会参加を促進する目的で定められた法律となっております。これにひもづくような形で、札幌市でもさっぽろ障がい者プランの中に、基本施策10の文化芸術・スポーツの振興ということで、文化芸術活動に関する取組を掲載しております。

続きまして、読書バリアフリー法は、障がいの有無にかかわらず全ての国民がひとしく読書

を通じて文字や活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現を目指すといった目的の法律になっていまして、視覚障がいのある方、発達障がいのある方、様々な障がいではなかなかスムーズに読むことができない方の読書環境の整備を進めていくという内容になっております。こちら、さっぽろ障がい者プラン2024の基本施策10に、読書に関する取組を盛り込ませていただいております。

○浅香会長 皆さん、ほかにございませんか。分からないことでも、再確認でも構いません。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長 それでは、何かお気づきの点ありましたら最後に言っていただければと思いますので、このさっぽろ障がい者プラン2024一部見直しについては、取りあえずここまでとさせていただきます。

次の議題に移りたいと思います。

議題(2)の報告事項、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組についてです。

資料4に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森本自立支援担当課長) 資料4に基づいて説明いたします。

障害福祉サービス等の係る質の向上に向けた取組についてという資料をご覧ください。

まず、左側の1番の就労継続支援B型における新規事業者指定の一時停止等でございます。

1の(1)現状です。

就労継続支援B型事業所が急増する中、利用者確保を目的に、軽易な生産活動や過大な工賃、利益供与等で利用者を誘引または囲い込みするなど、不適切な事業者が散見をされております。訓練等給付費の不正請求等により指定取消処分に至る重大事案も生じており、障がいのある方への就労支援の質を確保できる体制整備が札幌市においても喫緊の課題となっております。

(2)新規事業者指定の一時停止ということで、表にありますとおり、さっぽろ障がい者プランの計画見込み量を供給量が上回っているため、令和8年1月1日から原則として新規指定を一時停止したところでございます。

(3)新規事業者指定の再開に向けての方針でございますが、令和9年度に一部改定予定のさっぽろ障がい者プランにおける利用見込み量と供給量を勘案しつつ、状況を精査して再開の必要性や時期などを判断していきます。

再開後の新規指定に当たっては、国のガイドラインが今年度11月末に出しておりますので、このガイドラインで示す生産活動の適切性や地域ニーズなどを踏まえ、外部有識者を含む選定委員会の設置も検討をすることとしております。

審査の観点としては、国ガイドラインを踏まえ、支援内容や生産活動、法人理念、地域ニーズなどを含めて検討いたします。

自立支援協議会就労支援推進部会とも連携をしながら、札幌市独自のガイドラインの策定も令和8年度中を目指し、既存事業所に対しても適正な事業所運営を促していく考えです。

(4)既存事業者に対する取組です。

就労継続支援では、原則対面での支援ということで、国のガイドラインでも改めて明示をされておりますので、原則対面での支援によって具体的な生産活動があり、または、当該生産活動による就労に必要な能力向上が見込まれることや安定した収入地域ニーズを踏まえた業務内容が必要とされております。

また、札幌市においても年々増加している在宅利用時の支援については、希望するものであっても当該支援による効果が認められると市町村が判断した場合に限って認められているところではございます。

そのため、不適切なサービスの提供及び利用をする観点として以下に取り組んでいきます。

まず、一つ目が利用者に対する啓発強化です。これまでは事業者に対する運営指導の強化をしておりましたが、やはりサービスを使う側の啓発も必要だろうということで、このたび資料を新設いたしまして、この2月から、順次、配付を開始しております。

続いて、在宅利用時に市として支援効果が認められると判断するための届出内容の見直しです。例として幾つか挙げておりますが、国から原則対面とされておりますので、各事業所における適正な在宅就労利用割合の設定を検討いたします。

また、特に利用者数の多い精神障がいにおいては、適切な支援を確保するための考え方の明示、また、不適切な生産活動や利用者の意思決定をゆがめかねない誘引行為の禁止等を検討いたします。

資料右上に、参考として、在宅利用時の支援における障がい種別ごとの人数を載せております。身体障がいについては、重度の方が多くなっております。知的障がいの方、そして、一番大きな棒グラフが精神障がいの方ですが、この精神障がいの方の特徴としては、手帳非所持者や軽度者が多くなっている現状にあります。

続いて、2番、指定障害児通所支援事業所の選定による指定制度です。

(1) 令和7年度の結果ということで、今年度からこの障がい児通所支援、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業者新規指定に当たりまして、札幌市独自に選定委員会を設け、高い質の支援が期待できる事業者を選定する制度を導入したところでございます。

選定委員会は外部有識者を中心に構成し、今年度、9事業所を募集し、10事業所の応募があったうち、6事業所を選定したところでございます。

選定結果については、市の公式ホームページにも詳細を掲載しております。

続いて、2の(2)定員の増加に係る指定変更の一時停止です。

この通所については、既存事業所の定員の増加は選定対象外としていましたが、選定を忌避するための手段として定員を増加したと疑われる事例も複数認められたところではあります。供給量がプランで定める利用見込み量を上回っているため、令和8年4月1日以降は、切実な支援ニーズのある重心や医ケア児を支援する事業所を除いて、こちらについても新規と併せて、定員の増加に係る変更は停止をいたします。

単位数の増加についても、選定制度との対象とし、支援の質を審査する方向で検討をいたします。

当該指定変更の再開に当たっては、自立支援協議会子ども部会等と連携し、地域ニーズを踏まえた要件を検討していきます。

最後に、(3) 今後の方針ですが、選定制度で選定した事業所については、児童発達支援センターが主催する研修への出席を義務づけ、他事業所との交流、地域への定着等を促していきます。

令和8年度も引き続きこの選定制度を継続し、利用推計値に合わせて、現在、若干数を選定する方向で検討をしております。

また、今年度は書類審査が中心でしたが、令和8年度については、応募事業者との面談も行い、支援の姿勢、職員教育の実績、地域連携を実施している支援の内容等を直接聴取するなど、事業者の理解と実績とを評価することも併せて検討していきます。

資料の説明は以上でございます。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局説明について、各委員よりご質問等があればお願いいたします。

○山代委員 今回の就労継続支援B型の事業所の中で、あまりよろしくない事業所が散見されるということですが、これは実際によからぬ誘引をして、その人の情報をよこせと来た方がいらっちゃって、困ったことがあったのです。

先日、テレビでやっていた不正請求について取消しというニュースを見たのですがけれども、この囲い込みや当事者の意思を十分に尊重せずに物事を進めてしまう事業者に対して、札幌市として何かしらの制裁があるのでしょうか。また、そういった事業者を目撃や見聞きした場合にどこかに通報するシステムがあるのか、お聞きします。

○事務局(森本自立支援担当課長) まず、利用者に対する不適切な対応については、資料の説明でも触れましたが、祝い金など利用者の意思をゆがめるような関わりをすることがそもそも不適切であり、ほとんど働く実態がないにもかかわらず高い工賃を約束するような事業所などもあります。それ自体が不正や犯罪に巻き込まれる可能性があるということで、まず、利用者への啓発もしっかりやっていきます。

また、次年度から、計画的な運営指導について、今まで年間で100か所ぐらいしかできていなかったのですが、年間1,000件から1,200件ぐらいの運営指導を外部委託も使いながら実施するというので、札幌市は、これまでになかったほどの実施頻度で運営指導に入

ります。

また、不適切な実態を見聞きした場合については、障がい福祉課の私の所管する指導担当係がありますので、お電話をいただいて、こういう情報があると寄せていただければ、情報の確度、内容に応じて臨時の運営指導や監査を現在も実施しておりますし、今も多くの情報が寄せられているところであります。

特に、今年度は、11月に逮捕、報道されていた事業所、2事業者、4事業所を1月下旬に取消処分をするということで公表しましたが、金額的にも過去に例のない不正額だけで5億円弱、100分の40の加算額を含めると7億円近くの返還額になるということで、市民やマスコミ、議会からも非常に注目を浴びて、しっかりやるようにという指摘をいただいております。今、山代委員がおっしゃっていただいたことも参考に、今後ますます力を入れて、適正化を図っていきたいと考えております。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、私からも一つ申し上げます。

1番の現状の中で、不正をして指定を取り消された事業所に通所、入所している障がい当事者の行き場がどうなるふうになっているのか、それと関連して、2番の(2)の一事業所としては定員の増加を今後も認めないと書いてありますが、私の理解不足かもしれないけれども、そういうふう指定取消しをされたところに通所、入所している障がい者が一事業所単位であれば定員増加が認められないと言われたときにどこへ行けばいいかというアプローチについて、行政ではどうなるふうになっているのか。

○事務局(森本自立支援担当課長) 私たちも指定取消しをするときには、やはり一番に利用者の処遇がどうなるのかは徹底をして確認しております。

今年度も幾つかの事業所を取消処分しておりますが、利用者処遇でその後困らないかは確認をして、必要に応じて相談支援事業所や区の保健福祉部で相談を受けて、次の行き先を探すということをしております。

また、定員増加の新規指定の一時停止をするということも、重心や医ケア児を除いてということで、重心や医ケア児の支援の事業所は今後も定員増を認める場所ですが、それ以外を一時停止しても既に供給量が大きく上回っておりますので、当該事業所がなくなったとしても行き先に困るということは現状ではないと認識しております。

○浅香会長 山内委員、今の説明でよろしいですか。

○山内委員 これから新規の事業所があるときも厳しくなったということですね。

○事務局(森本自立支援担当課長) 新規については、今年度から選定制度を設けていて、しっかりと支援ができる事業所であると外部有識者も含めて認めた場合に選定をするという扱いを導入したところです。

○浅香会長 ほかにご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○益満委員 卒業生の様子を見てみると、言葉が過ぎますが、学校に在学しているときよりも、就労継続支援B型に行き始めて楽をしている、やる気がなくなっているという方も中には見受けられるのです。ですから、今のご説明があったとおり、ぜひ本人の強みを生かして働いて収入を得るため、私たちは頑張ってねと卒業時に背中を押していますので、ぜひやる気を持ったこの子たちの強みを生かせる事業所の在り方を求めていってほしいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変心強くお話を聞きました。ありがとうございます。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

○高杉委員 質の向上というのは、この障がい福祉サービスのかわいで、ここ数年で非常に課題とされていて、本当によく耳にする言葉でもあります。

ふだんからご家族の方の相談を受ける中で、就労におつなぎするケース、それから、居住支援、グループホームにおつなぎするケースがあるのですけれども、やはり事業所の様子を見ていますと、玉石混合で、利用者が非常によかったよとおっしゃってくれるケースと、とんでもないところを紹介してくれたというケースがあります。

日々のニュースに目を向けますと、本当に不正が多くて、利用者の不信感にも非常に繋がっているとは思いますが、一方で、非常に努力をされていて質の向上に努めてらっ

しゃる事業所もあるのです。そういった中で支援の質について各事業所で定義しているところがありまして、いまいち曖昧になっている部分があるように感じるのです。当然、法令を遵守する、スタッフの倫理的な支援は当然のこととしてあるものとして、その支援の質というものがもう少し明確に見えてくると、頑張っているしゃる事業所も取り組みやすくなるのかなど感じるのですが、何かモデルケースになるようなものがあれば、ぜひご紹介していただいて、そこに向けて取り組んでいけるのではないかと思うのですが、そういったケースはあるのでしょうか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 事業所に対する集団指導の場では、少数ではありますが、毎年度テーマを設けて、幾つか好事例というものを事業所に伝えることはしております。

今ご指摘いただいたとおり、全国的に見ても、札幌市においても、そもそも障がい福祉の理念を持たないまま、この障がい福祉サービスの事業に参入してきている営利法人が非常に急増していて、やはり障がいのある方を支えるという、そこからそもそも理解していない事業者が多い印象を抱いております。

例えば、国においてもここは課題と感じていまして、昨年度、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、国がガイドラインをつくっておりますし、先週には初めてグループホームのガイドラインも国から正式に発出をされました。

今、私が資料4でご説明したとおり、今年度11月28日付で、就労系サービスについても国がガイドラインを初めて示すということになっていきますので、今ご指摘いただいたことがまさに全国的な課題となっているところです。

ガイドラインも非常に多岐にわたっていて、物によっては分厚いところもあり、人の限られた事業所でそれを全部読み込んで理解するという難しさもあると思いますので、そこは札幌市としても特に重要なところをまとめて共有を図ることも必要だろうと考えておりまして、その一部取組については、次に、資料5でご説明させていただきたいと思います。

就労継続支援B型についても、国のガイドラインは出しましたが、札幌市独自のガイドラインとして、そもそも就労支援とは何なのか、利用者を中心に置いた支援という切り口で広く事業者と共有できるようなものをつくりたいと考えております。

先ほど、前段で高等養護学校の取組ということでご発言ありましたが、今年度10月から法改正で新しくできた就労選択支援というものがありまして、恐らく、生徒も就労継続支援B型を利用する場合は全員が受けられていると思うのですが、この就労選択支援も始まったばかりで、札幌は他都市とは違って、札幌市独自の上乗せ基準というものを設けて、就労のアセスメントの実績があるところや地域の事業者や関係機関と連携できるところだと評価できたところだけを指定をするということで、現在13か所を指定しております。今後、生徒が就労継続支援B型に行った中でも、我々からもこの就労選択支援を今後も利用奨励積極的に利用してもらって、その方の適性や能力に合った事業所につながるように継続的に運用していきたいと考えております。

○浅香会長 森本課長、資料5は資料4を部分的にかみ砕いた説明になるのですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） そのとおりです。児童発達支援、放課後等デイサービスについて、国のガイドラインなどにかみ砕いて、特に札幌市の事業所と広く共有したいことがまとめられたものが資料5の中身になります。

私から続けて説明いたしましょうか。

○浅香会長 お願いします。

○事務局（森本自立支援担当課長） それでは、資料5をご覧ください。

障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）の改定についてでございます。

こちらについても、秋にあった本審議会でも方向性について報告をしたところでございますが、年度末の改定に向けて関係機関と意見交換等を行っておりますので、報告をさせていただきます。

資料左上の概要です。

第1回本審議会において報告した後、児童発達支援センター間で協議を続けたほか、関係団体等との意見交換会を実施し、現在、資料6として改定案をつくっているところです。

2 番の意見交換会の開催についてです。

(1) 開催実績として、基本方針の改定に当たりまして、本市における障がい児支援の目指すべき方向性や、関係団体、児童発達支援センターとの連携等について広く意見を聴取するため、令和7年12月3日及び令和8年1月23日と、今年度2回の意見交換会を開催しております。

(2) 参加団体・部局ということで、一般社団法人札幌市私立保育連盟、一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会、札幌市自立支援協議会子ども部会、児童発達支援センター、そして、私ども札幌市関係部局として、保健福祉局のほか、子ども未来局、教育委員会も一堂に会しまして、この子どもの発達を支援するというテーマで、意見交換会を開催したところです。

非常に率直な白熱した意見交換、情報交換ができたわけですが、資料左側の(3)主な意見として幾つか抜粋をしております。

各施設において障がい福祉サービスを利用している児童や、利用していなくても支援が必要な児童は年々増えている、施設に対しての専門家による支援の需要は高いと。

二つ目、保育園では心理士と保育士が各園を巡回するなど、各施設において支援についての助言をもらえるスキームがあるが、回数が限られていることから、児童発達支援センターにも関わってもらえると多角的なアドバイスをもらえてよいと。

次に、障がい児を支援する上では、家族支援、きょうだい児支援が重要となるが、施設側の対応だけでは限界があるため、児童発達支援センターから専門的なアドバイスを受けたいと。

次に、児童発達支援事業所と各施設の間で障がい児の支援方針や方法等についての情報共有が不十分であるため、児童発達支援センターに橋渡し役をお願いしたい。

最後に、札幌市は相談機関が充実しているが、各施設が障がい児支援について困ったら、まずはどこに相談したらよいのか、分りやすくなるとよいといったご意見を確認しています。

そこで、右側の3番、基本方針の改定についてです。

資料6がその意見を反映した改定案になっておりますが、まず、表題も、これまでは児童発達支援センターのあり方としておりましたが、内容として障がい児通所支援が目指すべき方向性や関係機関との連携の在り方等を追加し、児童発達支援センターのみならず、事業所や関係機関に広く示し共有を目指すものとしたということで、名称も「児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制に係る基本方針」に改称したいと考えております。

続いて、資料6の冊子を開いていただき、

3ページをご覧ください。

3ページから6ページの上段までが新たに加わったところで、札幌市における障がい児通所支援が目指すべき方向性、「障がいのあるこどもも家族も支援者も含めてみんなウェルビーイングになる支援」を掲げて、札幌市のビジョンとしてこの部分を示したいということで加えたところになります。

また、先ほど申し上げましたとおり、国のガイドラインができたけれども、非常にページ数も多いということで、この中で3ページ下段に3点を入れています。

ガイドラインから特に札幌市が重要だと考えるテーマとして、一つ目が5領域の視点を網羅したオーダーメイドの本人支援、二つ目が家族全体を支えられる家族支援と地域への包摂(インクルージョン)推進、4ページに行きまして、三つ目が家族を理解すること、家族全体への包括的なアセスメントの実施です。さらに、4ページ下段、四つ目がこどもの権利擁護として、特に重要な理念等ということで、新たに明記をしたわけでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

12ページは、地域のインクルージョン推進の中核機能というテーマになりますが、12ページ中段以降、基本施策、施策①は、A3判資料で冒頭にご説明した関係機関との意見交換会の内容を踏まえまして具体的に書き込んだところでございます。

二つ目の段落から、市内の担当エリアごとに各センターが保育所、幼稚園等への支援体制を整えます。具体的には、各区の園長会等の会議への出席や、保育所等の各分野を担当する巡回職員と定期的な情報共有の場を設けることなどにより、顔の見える関係を築き、課題や対応方法などを共有するとともに、センターによる各事業所へのサポートや支援に生かします。ま

た、保育所等と事業所の相互理解を推進しますということで、意見交換会を踏まえて、エリアごとで担当する児童発達支援センターを明らかにし、そのエリアの保育園や幼稚園等々で困ったら、まずはそこに相談すればいいのだよということが分かるようにすることと、児童発達支援センターは、既に市内に多数ある児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を巡回しているのですが、保育園や幼稚園についてもそれぞれの分野で巡回する職員がおります。それぞれ巡回して見えている世界や課題が違いますから、お互いそこは実際に顔を合わせて意見交換をして、例えば、幼稚園や保育園の現場で、グレーゾーンを含めて、関わり方が分からないという事例については、児童発達支援センター側からアドバイス等を差し上げて、それぞれの分野の巡回の中でさらに生かしていってもらおうといったことも含めた12ページの書きぶりになっております。

そのほか、全体といたしまして、国のガイドラインや最新の国や札幌市の動きを踏まえて時点修正等々しておりますが、その概要につきましては、資料5の右側の基本方針の改定について、(1)の各ページのところをご覧くださいだけだと思います。

最後は、この資料5の右下の(2)今後の連携等についてということで、今ご説明したとおり、各施設の会議体、園長会等への参画、巡回職員との情報交換の機会を設けて顔の見える関係を構築する、また、今回初めて行いました関係団体・部局を一堂に会した意見交換会についても、今年度限りとせず、次年度以降も定期的に開催をして連携を推進していきたいと考えております。

資料5及び資料6の説明は以上でございます。

○浅香会長 今、続けて説明していただいたのですが、資料4に戻ってでも結構ですので、資料4、資料5、資料6の中で、ご意見、ご質問があればお願いします。

○長江委員 先ほど、就労継続支援B型の運営指導が年間1,000件から1,200件と言っていたのですが、既存の児童デイの指導、巡回はあるのですか。

○事務局(森本自立支援担当課長) 先ほど説明した計画的な指導100件が次年度から1,000件から1,200件には、就労継続支援B型だけではなくて児童デイなども含めて行います。

○長江委員 分かりました。

それと、児童発達支援センターと児童デイで、児童デイでも一部それを担っているところがあるのですか。でも、それは全部ではなく、札幌市が指定した児童デイがあるのですか。

○事務局(森本自立支援担当課長) 例えば麦の子会や楡の会など、児童デイをやりつつも、児童発達支援センターの位置づけを与えている事業所もあるということで、市内には九つの児童発達支援センターがあります。それぞれ児童発達支援などのサービスもしていますし、保育所等訪問支援の指定も受け、サービス報酬上は中核機能加算を取っていたりということで、自分もやりつつも……

○長江委員 やっている中で、運営している児童デイが中核になるのですか。

○事務局(森本自立支援担当課長) やりつつ、児童発達支援センターの役割、機能も担っています。

○長江委員 大きなところですね。

普通に札幌市内にすごく数があるから、そういうところも指定を受けているのかなと思ったのですが、そうではなくて、麦の子会や楡の会など大きな事業所がやっている児童デイもありますよね。だから、児童発達支援センターから先生がというわけではないのですが、そういうような形を担っているということでよろしいですか。

○事務局(森本自立支援担当課長) 市内に多数ある事業所が児童発達支援センターを勝手に名のっているわけではなく、今、札幌市で計画的に位置づけておりまして、公立、民間を含めて九つあるという状況です。

○長江委員 分かりました。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

○山代委員 僕の家近所にも発達が遅れているのか、個性なのか、分からない程度のお子さんが出て、今は小学校の普通学級に通っています。

3人きょうだいで一番上の子は顕著ですから特別支援学級に通っているのですが、2番目と

3番目の子に対して、授業についていけないので、特別学級に移っていただけないかと言われたそうです。このように、普通学級から排除ではないですけれども、差別的な扱いもなされている子もいるのではないかなと思っているのですけれども、支援センターで何か判断をなされるのでしょうか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 13ページに、役割4として、児童発達支援センターの相談機能をまとめていますが、児童発達支援センターには、主に保護者の入り口としての相談機能があって、例えば、どこに相談したらいいかわからない、まだ児童デイサービスの事業所につながっていない等であれば、一旦、相談する先としてございます。

ただ、各学校において普通級で見られるのか、見られないのかどうか、通常級から移す必要があるのかどうかは各学校の所管になっておりまして、この児童発達支援センターがそこを振り分けるといって持っているわけではございませんので、それは各学校や教育委員会のご判断かと思えます。

○長江委員 ちえりあに教育委員会の就学相談がありまして、私たちは就学前にそこで検査をしてもらいます。支援学級がいいのか、普通級でもいいのか、そこで検査をしてもらうのですが、そこに最終的決定権はないのですよ。この子にはこれが適しているのではないですかという形で言われて、あとは保護者と行く学校が話し合っただけで最終的に決まるので、学校の先生はドクターではないので、支援級に行く、行かないというふうにする権限があるわけではないのです。本当に保護者の方が悩んでいるのであれば、一度そういう検査をしてもらうといいかなと思います。ただ、支援級と言われたとしても、例えば、親御さんが支援を受けながら普通級に行くことができるので、学校の先生だけがそういう言い方をするのは差別ではないですけれども、それは本当に違うと思います。

ただ、私ども知的障がいの子たちは、どこが合うのか、合わないのか、普通級が合うのか、支援級が合うのか、合わない場所で学んでも、その子の発達は伸びないのですよ。だから、言ったように支援級で丁寧に教えてもらって発達を伸ばしていく方法と、親御さんがちゃんと児童デイのようなどころに連れて行って訓練をして普通級で学んでいける子もいっぱいいたので、それは先生が決めることでもないです。親御さんがすごく悩むのであれば、そういうところで見てもらって、自分の子にどういうところが欠けているかを見てもらって、そこから親御さんが考えていく。あまりにもその学校の体制が合わないのであれば、それは教育委員会と相談して違う学校にということもありだと思えます。

その子に教育が合っていないと、本当にだんだん悪くなってしまいますよ。そんなふうになってから直すほうがその3倍も4倍も期間がかかるので、不安だったらそういうようなところで一度見てもらって、そこから親御さんがどういうふうにするかを決めるのがいいかなと思います。

でも、先生があなたの子たちを支援級にと言うのは違います。

○事務局（森本自立支援担当課長） 保護者とお子さんがどうしたいのかというのがすごく大事なところかと思えますし、例えば、私は、昨年度まで児童相談所にいましたが、子どもとの関わり方というようなアドバイスができる場合もありますし、例えば、手帳を取らなくても児童発達支援を使えるようにすることも事例によってもできますので、児童相談所やちえりあ、教育委員会にご相談いただいて、お子様にとって一番いいところが選べるといいのかなと思っております。

福祉部局としては、インクルージョンを推進したいということですから、欠けているわけではなくて、その子どもの個性を含めて地域で包摂していけるように進めていきたいと考えているところです。

○浅香会長 原則としては、理想と現実には少し乖離しているところもあるでしょうけれども、森本課長や長江委員がおっしゃったように、インクルーシブ教育でやはり学校やいろいろな関係機関、また、ご本人、家族などがいろいろ相談して、行き場をある程度決めるという形が理想だと思いますので、今後ともそういうような形ですとやっていただければと思います。

私も学校の先生があなたのお子さんはこうだから特別支援学級に行きなさいなんて言うのはもう問題外だと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長 なければ、最後でもいいですので、次の議題に移りたいと思います。

資料7についても、今の基本方針と関係するもので、追加で説明をお願いいたします。

○事務局(菅野企画調整担当課長) 私から、資料7の札幌市公立児童発達支援センターのあり方 今後の方向性という説明をさせていただきます。

先ほどご説明があったとおり、札幌には九つの児童発達支援センターがございます。その中の公立の児童発達支援センターは、中央区の児童福祉総合センター内にあるはるにれ学園、そして、平岸の子ども発達支援総合センター内の児童福祉総合センターにあるかしわ学園とひまわり整肢園、東区にございますみかほ整肢園の四つがございます。

公立の児童発達支援センターの在り方については、平成27年度に検討会議を立ち上げまして、四角囲みのところになりますが、平成30年3月の最終報告におきまして、指定管理者制度の導入により、公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った柔軟な視点や工夫により、サービス向上を目指していくべき。まずは、みかほ整肢園に指定管理者制度を導入し、その実施効果を検証しながら、順次、ほかの施設への導入を検討すべきとされました。

(1)ですが、その最終報告を受けて、令和2年度から、みかほ整肢園においても指定管理者制度を導入しております。

みかほ整肢園では、指定管理者制度導入後に単独通園や自宅送迎などのサービスアップの取組を開始しまして、契約児童数が増加するほか、高い利用満足度を獲得していただいております。

その一方で、医療的ケア児などを安全に受け入れるための看護師の増員だったり、自宅送迎のための送迎車の確保に加えまして、直営から引き継いだ当初は、利用者が少ないために得られる給付費が少なかったということも影響しまして、導入初年度が大幅な赤字となりまして、赤字が令和5年度まで続くなど、経営面において課題が残っております。

みかほ整肢園での導入効果を踏まえまして、市の直営3センターでございますはるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園の指定管理者制度導入を検討するために、昨年度、民間事業者にはアヒリングをさせていただきましたが、現状の直営センターは利用者が少なく、得られる給付費が少ないということで運営が困難、職員の確保が困難といった見解が示されまして、現状では、適切に運営できる指定管理者の確保が事実上困難という状況がございます。

2番、今後の直営3センターの取組ですが、これらを踏まえて、来年度以降、直営3センターで実施する取組でございますが、児童発達支援センターにつきましては、令和6年4月の改正児童福祉法の施行によりまして、医療型、福祉型というタイプの区分がなくなりまして一元化されております。

平岸の子ども発達支援総合センター内にある旧福祉型のかしわ学園、そして、旧医療型のひまわり整肢園は、これまで障がいの種別によって分けて運営をしてきたところですが、この法改正により、一つの施設でリハビリから生活支援まで提供することが制度上可能となります。このメリットを最大限に生かしまして、最適な支援を一体的に提供できるように同じ建物内にある両園を統合することを検討してまいります。

これにより、障がいの種別という枠組みにとらわれない、より質の高い療育体制の構築を目指していきたいと考えております。

また、利用者数の増加と児童発達支援センターの中核機能を果たす取組も実施してまいります。

運営主体のいかにかわらず、利用者ニーズに対応し、定員に見合った利用者数を確保していく必要がございます。昨年1月に実施した利用者アンケートでニーズの高かった療育時間の延長、送迎の利便性向上などの検討を進めてまいりたいと思います。

先ほども説明ありましたが、九つの児童発達支援センターにおける基本方針に対応するためにも、公立センターにおいて児童発達支援センターの中核機能を担えるような体制構築を図ってまいりたいと考えております。

最後、一番下ですが、今後の公立児童発達支援センターのあり方の方向性についてでございます。

正式には、来年度に立ち上げる予定でございますが検討会で意見交換をさせていただいた上で検討していく予定にはなっておりますが、現状の方向性の案としまして、かしわ学園、ひまわり整肢園は、統合し、当面は直営施設として継続して直営施設としての強みを生かした取組を実施していこうと考えております。

また、はるにれ学園については、児童福祉総合センター内にあることから、設備面等の課題をクリアした上で、指定管理者制度の導入等による民間運営に移行することを目指していきたいと考えております。

こちらはあくまで方向性の案でございますが、来年度、皆様のご意見を伺った上で最終的な方針を決定したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○浅香会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。

○山内委員 みかほ整肢園の利用者ニーズが高くなったことについて、私の娘がみかほ整肢園出身で、今でもお邪魔させていただくのですけれども、すごく変化されていったのは見ていても本当に分かります。それは、親御さんの求めるニーズを全てみかほ整肢園がやってくれたことがこの結果になっているのだと思うのです。

ただ、今度は、ひまわり整肢園と格差が生まれました。みかほ整肢園は、福祉型に変わったこともあって、多少なり自由になったということもあるのでしょうかけれども、逆に、ここにも書いてありますが、ひまわり整肢園は直営施設の強みを生かしたいというところで、私も昔の形というわけではなくて、子どもが成長していく中で療育が必要なことだと思っていたのですけれども、親御さんの求めるものを優先していくがために、数字は伸びていきますし、正直、親御さんは楽しそうです。でも、その子どもを発達させていく、成長させていくといった大切なものが何か消えていくような気がしているのです。

今、ひまわり整肢園はまだそれをさせているので、何かすごく複雑に思いながら、でも、親たちが求めるものはドア・ツー・ドアの送迎、時間の延長です。これが本当に今の求めるものなのでしょうけれども、大切なものは残しながらも何か考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 委員がおっしゃるとおり、親の求めるものと発達に大切なもののバランスが求められてきている時代だと思います。

やはり、中には、公立だからということで通っていただいている方もいると聞いておりますので、そういった中で、より多くの方に利用していただけるような工夫をしながら、何ができるかは今後の検討事項にはなるとは思います。委員のお話にあったような箇所も含めて、公立の強みというものを検討させていただきたいと思っております。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 ここで、一旦、打ち切りまして、次の議題に入りたいと思っております。

議題（４）札幌市障がい者協働事業の事業見直しの方向性について、資料８に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 資料８、札幌市障がい者協働事業協働事業の事業見直しの方向性について、資料に基づいてご説明させていただきます。

事業見直しの方向性につきましては、前回の審議会においても口頭にて検討状況をご報告させていただいたところでございますが、本日は、その後の進捗も踏まえて、改めてご説明をさせていただきます。

まず、資料の１番、障がい者協働事業についてですが、平成１８年度に開始した事業になりまして、事業内容としては、障がいのある方もない方も対等な立場で、共に働ける職場づくりを進めるというものでございます。障がいのある従業員を５割以上かつ５人以上雇用する等の要件を満たす事業者の方に対しまして、運営費の一部を補助する事業でございます。

取組の効果といたしましては、平成１８年度の開始以来、雇用機会を確保し、ほかの従業員と対等な立場で働ける職場を実現していただいていること、障がい者、障がい特性への理解がある職場として雇用継続につながっていることなどがございます。

一方で、課題でございますが、この約２０年間に、障がい福祉サービスの充実や、他制度に

よる就労機会の拡大と社会情勢は変化しております。

こうした変化に対応して、障がい者雇用に取り組む企業の裾野をさらに広げる必要があることから、事業の見直しをするの検討を進めているところでございます。

次に、2番のこれまでの経過でございますが、令和4年度の行政評価等で補助事業者が固定せず、雇用者数の増加につながる仕組み、一般企業での雇用につながる事業内容とするようなご指摘がございました。その上で、見直し検討に着手したという経緯がございます。

令和6年度には、補助事業者に対しまして、令和9年度末での事業見直しの説明を行いました。その際、一部事業廃止と報道されたことで、従業員の皆様や関係各所の皆様の大きなご不安やご心配につながってしまったということもございました。

その後、本市としまして、昨年3月頃に全事業者への個別ヒアリングを実施しまして、その後も庁内での協議調整を重ねてまいったところです。昨年12月には、事業者の方と意見交換会を開催しまして、見直しの方向性、経過措置について説明をしたところでございます。

3番、現行の補助事業者に対する経過措置でございますが、障がいのある従業員の雇用維持のためにも各事業者が自主的に事業継続の準備を進められるよう支援を行うことが重要と考えておりまして、令和8年、次年度から実施する事業として3点掲げております。

一つ目が経営安定化に向けた経営相談の提供、二つ目が補助要件の緩和でございますが、これまで障がいのある従業員が全雇用者数の5割5人以上の雇用という補助要件ございましたが、それを下回る場合でも段階的な経営移行支援するために補助を継続いたします。三つ目が従業員の安定雇用に向けた相談支援で、こちらも丁寧に実施してまいりたいと思っております。

こうした支援によりまして、急激な環境変化による影響を緩和しまして、事業や雇用の安定を損なうことのないよう、事業の見直しを進めてまいりたいと考えております。

最後に、4番、令和10年度以降の新たな方向性についてでございます。

今後、法定雇用率の引上げも予定されており、障がいのある方たちの一般就労の機会拡大につながる取組を進めることが必要と考えております。中小企業において障がいのある方が働きやすい職場づくりが進むよう、雇用機会の確保とともに、雇用の質の向上を促す総合的な支援、あとは、市民企業の障がい者雇用に対する理解促進につながる事業の構築を検討してまいりたいと考えております。

今後も事業者の皆様の意見を丁寧にお聞きしながら、事業の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○浅香会長 ただいまの事務局説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○山代委員 障がいのある人の障がいの度合いは何か明確な基準があるのですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 障がいの重い方も、そうではない方も幅広くいらっしゃいますので、大きな要件というのは設けてはございません。

○山代委員 障害者手帳を持ってないといけないというくくりがあるのでしょうか。

○事務局（皆越就労・相談支援担当係長）

身体障がい者手帳、精神障がいのある方の精神保健福祉手帳と精神通院医療受給者、知的障がいのある方の療育手帳、指定難病なども含めて、障がいのある方が雇用をされる場合となっております。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

○安井委員 今の一般就労における拡大と一般の理解と、先ほどから出ていた就労継続支援B型の連続性が関係しているということとちゃんと捉えた上でのシステムづくりに、ぜひ今後とも取り組んでいただければと思います。

結局、一般就労と障がい理解というところが進まない分、多くの障がいのある方たちが就労継続支援B型に行かざるを得ないというようなことで、そこが広がってきている状況があったと思うのです。そこをしっかりとつなげていく、要するに、連続的な移行につなげていけるようなところを取組として今後も続けていくということと、学校からの卒業後の支援をシステム的につなげていくというあたりの視点を、ぜひ今後とも進めていければと思います。先ほどのところと今の理解も含めて、確認したいと思っております。

○浅香会長 就労も大きな企業は事務的に雇ってくれているのが多いと思うのですけれども、

中小の会社は障がい者雇用までなかなか至らないところが多いです。職種にもよるのでしょうけれども、そういうことも含めて、安井委員がおっしゃったように、いろいろな方々を交えて連動してできるだけ広い形で障がい者雇用が進んでいけばいいかなと常日頃も感じているところです。

そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長 それでは、次の議題に移ります。

議題(5)の令和8年度予算主要事業について、資料9に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(佐々木事業管理係長) それでは、議題(5)令和8年度予算主要事業についてご報告させていただきます。

資料9をご覧ください。

まず、札幌市の来年度一般会計予算案は1兆3,185億円となっております。前年度比で4.1%の増となっております。そのうち、障がい福祉関係予算は1,595億円を計上いたしました。これは前年度の1,441億円と比較しまして、154億円、率にして10.7%の大幅な増加となっております。札幌市の一般会計全体に占める障がい福祉関係予算の割合は約12%に達しております。主な増加要因といたしましては、例年同様ですが、障がい福祉サービス、あるいは、障がい児通所支援の利用が増えていることによるものでございます。

続きまして、主要な事業についてご説明いたします。

資料の主要事業の1番目をご覧ください。

介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費として1,294億円を計上いたしました。前年度予算は約1,150億円でしたので、この1年で約144億円の増額となっております。これは障がいのある方が自立した地域生活を営めるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供されます各種サービスに係る給付費でございます。

次に、2番目の事業、指定障害福祉サービス事業者等運営指導委託費についてです。予算額は約6,554万円となっております。本事業の目的は、運営指導を外部委託することで体制を強化し、国の指針に沿ったおおむね3年に一度の指導を確実に実施することにあります。スケジュールといたしましては、令和7年度体制構築期間として年約80件程度実施いたしまして、令和8年度からは年約1,000件から1,200件の大規模な指導を行う見込みでございます。これによりまして、事業者のサービス品質の確保と適正な運営をより一層推進してまいります。

最後に、資料下部の札幌市障がい保健福祉部予算の推移のグラフをご覧ください。

令和4年度には約1,100億円規模であった予算でございますが、令和8年度には約1,600億円に迫る勢いで増加していることが見てとれるかと思えます。背景には、障がいのある方の高齢化や重度化への対応、さらには、障がい児支援の利用拡大などが続いておりまして、右肩上がりの傾向が顕著となっております。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○浅香会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長 桁が大きいからちんぷんかんぷんですね。

一般会計の総額では4.1%ですけれども、障がい福祉関係予算が10.7%増えているということで、私たちは常日頃は文句ばかり言いたいのですが、やはり、札幌市、事務方にご努力していただいているのだなという感想でございます。

それでは、この件について、ほかにご質問等がなければ、この議題に沿わないことでも会議の感想でもどんなことでも結構ですので、何かございませんか。

○山代委員 バリアフリーに特化したお話になるのですが、まず、歩道のロードヒーティングとそうでないところの段差の緩和についてです。

これは、先日、僕が中央区土木センターに申入れをしたところですが、薄野の東急REIホテルからジャンボ1000に向かったら角にローソンがあるので、東急REIホテルの駐車場の入り口からローソンにかけて、ここにもう50センチ以上の段差がついて

いたのです。中央区土木センターに確認したところ、前提としてロードヒーティングを使っているところがあるというところがあるということだったので、歩道の占有許可を出している、つまり、本来であれば、歩道を使ってロードヒーティングを行う場合にお金を徴収するところですが、公益性が高いから免除している、ただ、ロードヒーティングではないところの段差はあなたが緩和してねという流れらしいです。ただ、そこにあっては、ローソン側もロードヒーティングを施工しているらしいのですけれども、スイッチを入れていないと。ここについては問題があるなどと思って、申入れをさせていただきました。

札幌市内中心部でも言えることですが、例えば、南1条の4PLAの前の電車の停留所のところで、南一条通りもロードヒーティングがあつたりなかつたり、ビルの入り口がもう雪がこんもりで車椅子で入れなかつたりということが散見されます。札幌市として、人通りが多いところにもかかわらず、これをそのままにしておいていいのかどうか、札幌市の見解を聞きたいと思います。

それから、もう一つは、冬に限ったことではなく、これも再三言っているのですけれども、横断歩道を渡って歩道に乗り上げる縁石が低くなっているのだけれども、やはり段差があります。

先日、福岡へ行く機会があつたのですが、福岡市内を見ると、車椅子用の通路があります。そして、ほぼフラットになっています。北海道でそれが通用するかどうかは別として、車椅子、ベビーカーの方がつまづかない、歩行者がつえをついてもつまづかない歩道のつけ方とか、縁石の施工の仕方をうまいことできないか、お願いします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 個別具体的な案件につきましては、こういった問題があるか、関係部局と共有していきたいと思いますが、一般的には、やはり障がいを感じることなく生活できるような環境づくりが必要だと思っておりますので、そういった意識を持ちながら、個別の事案にも対応できるように各局連携しながら進めていきたいと考えております。

他都市の動向につきましても、いい例は取り入れるように理解を深めながら進めてまいりたいと思います。

○浅香会長 部長、何かありませんか。

○事務局（成澤障がい保健福祉部長） 先ほどの歩道の関係で、段差の解消というのは、委員が確認されたとおり、基本は事業者がやらなければいけないことです。我々のほうでは、事業所や市民に対して、障がいに対する理解とか、段差があるので解消してくださいということは、担当部局とも共有して、例えば、使用するときにもう少し言ってほしいと働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、菅野も申しましたとおり、他都市の事例は、私どものバリアフリーでも何らかの機会のときに、こういったものが普及しているということを発信して担当部局とも共有していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○浅香会長 そのほか、ございませんか。

○長江委員 就労選択支援についてお聞きしたいと思います。

何回勉強しても頭に入らないのですが、今行われているのは高校3年生が対象で、今後、普通の就労継続支援B型事業所にいる方だったり違う事業所にいる方がその選択支援を受けるといことでいくと、一般の人たちが就労選択支援を活用できるのはいつぐらいになるのですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 今、新規に就労継続支援B型を使う場合は、原則、就労選択支援を使うことになっており、学校に行かれている生徒以外でも、新規であれば対象になります。

既存の方については、札幌市は上乘せ基準を設けたものですから、原則使ってくださいとするとパンクしてしまう懸念もあつたため、スタート当初は任意という形で使えるようにしております。

学校においても、市内の学校の実情が手元にないのですけれども、別に3年生でないと駄目というわけではなくて、国の描きとしては、在学中、1年生、2年生、3年生で順次やっていくというやり方も一つの例として示しておりますので、そこは学校のご判断のところもあろうかと思いますが、そういった現状にあります。

○益満委員 本校では、就労選択支援事業については、将来、就労継続支援B型を選択しようと思っている生徒については2年生の段階でやっていこうかなと考えています。

ほかの学校も、3年生でやるのか、1年生でやるのかを議論しているようですが、私たちは、1回、2年生で実習に行つて自分のことを振り返つてから将来を考えるとということで、2年生でやろうかなと考えているところです。

○浅香会長 残り16分ですが、五、六名の方がまだ発言していただいておりますので、私から当てさせていただきます。

それでは、まず、札幌地区重症心身障害児(者)を守る会の時崎委員から、何か意見、感想をお願いいたします。市から回答は求めませんので、質問以外をお願いいたします。

○時崎委員 いろいろ感想はあったのですが、まず、一つは資料7の札幌市公立児童発達支援センターのあり方 今後の方向性についてです。

私の子は、まさに、みかほ整肢園が母子通園のときに通つていたのですけれども、やはり母子通園はすごく大変だったのですよね。医療的ケアのある重度の障がいのある子どもの母親は、やはり常に睡眠不足で子どもを連れていくのがつらい日もありました。そして、結構休みがちな時期もあったのですが、特に、送迎は母親が連れていくのがすごく大変で、ほかのお母さんたちも言つていたのですけれども、雪の日にも自分で連れていくのですけれども、バスに乗れる子もいるのですが、うちは送迎範囲ではなかつたのと、当時は医療的ケアがあるとバスに乗れないことがありましたので、私が連れていつていたのです。抱っこして車に乗るときに滑つて転んで子どもが頭を打つて救急車で運ばれたこともありました。そうすると、やはり冬の通園が行きづらくなりますし、本当に大変だったのですよね。でも、その頃は児童デイがなかつたので、みんな整肢園に行つてました。定員50名がもう本当に満員で、入れるかどうか分からないぐらいみんな行つていてすごく大人気というか、そこしかなかつたのです。

ただ、本当に通うのも大変だつたし、母親は常に睡眠不足ですから、今このように取り組んでいる送迎を手伝つてくれたり、時間延長、子どもだけで通えるという取組をされて、今、契約児童の増加とともに、高い利用者満足度を獲得ということだつたので、そういった時代のニーズを受け入れてくれて実施してくれているところはありがたいと思いますし、今後、既存のところも療育時間の延長や送迎の利便性向上などに取り組み、利用者満足度の向上及び利用者数の増加を目指していくということだつたので、ぜひこの方向性のご検討を引き続きよろしくをお願いします。

もう一つが一番最初のさっぽろ障がい者プラン改定方針で、先ほど、皆さんがおっしゃつていた文化芸術活動推進だつたのですが、3月にK i t a r aでバリアフリーコンサートを開催されるのですよね。これは誰でも参加できるということで、私の息子も申し込んだのですけれども、赤ちゃんから大人まで誰でも参加できるユニバーサルコンサートを初めて開催ということで、車椅子席、視覚障がい席、聴覚障がい席もあり、この情報をみんなで共有したところ、車椅子席が満員になるぐらいみんな喜んで申し込んだようなのです。

ですから、こういった障がい者の文化芸術活動の推進計画も引き続きよろしくをお願いします。すばらしいコンサートがあるみたいなので、楽しみにしていますし、今後ともお願いいたします。

○浅香会長 続きまして、北海道難病連の鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員資料4の障がい福祉サービス等の質の向上に関しての資料のところ、就労継続支援B型の新規指定一時停止は、これまでも話題としては出てはいましたけれども、改めて今日お示しいただきまして、私ども難病の者も、就労継続支援B型、A型の移行支援、一般就労という形で皆さんも挑戦されていますけれども、そもそも障がいのある方を支えるという視点が欠けていると思われる営利目的の事業所が増えていったというのは大変残念ですし、私どもが難病の方から相談を受ける中でも、就労の事業所を利用したいということで難病の方が行ったときに、うちは難病の方はよく分からないからということで暗に断られてしまったというケースも何件か私どものところに声が届いております。実際に利用したくても利用できない、本来であれば受け入れてくださるようなところも、営利目的が優先し、症状の安定しない方は受けられないということが起きているのだなということも私ども感じていました。

ガイドラインの話もありましたけれども、この一時停止の間に、再開するときには適正な事

業所運営を市として改めて促していただきたいと思ひますし、私ども当事者団体としても、難病の特性であったり、こういった方ですよというのを、個々にでもいいですし、事業所に対して説明させていただくような機会がありましたらぜひ伺いたいと思ひていますので、当事者団体としてお伝えいたします。

今日はありがとうございました。

○浅香会長 続きます、札幌公共職業安定所の岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎委員 発言のお時間をいただき、ありがとうございます。

私から、2点ほど、ご案内をさせていただきたいこととご質問です。

まず、令和10年度以降の新たな方針として、資料8の4項目で上げていただいた部分ですが、一般就労の機会拡大につながる取組ということで、札幌市様が今後ご検討されるのご説明をいただきました。そこでご案内ですが、ハローワークでは、どのように障害者雇用を進めていか対応に苦慮している事業主様を主な対象として障害者雇用スタートアップセミナーを開催させていただいております。このようなセミナーを通じて、障がい者雇用に理解を求める取り組みを実施しておりますので、もし札幌市様と連携できるような事業があれば、是非お声がけいただければと思ひます。

また、就労継続支援事業所向けに実施されるのであれば、就労継続支援事業所の職員様や利用者様に対して、一般就業を実現するための就職活動の手順や手法等をハローワークからご説明することが可能でございますので、そのようなセミナーや講習会を実施される際は、ぜひお声がけいただき、ご協力させていただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

さて、質問でございますが、資料7の児童発達支援センターの在り方で、サービス利用者数の増加は実現できたが、経営面での課題は残るとの説明をいただきました。利用者が増えれば収益が増えると単純に思ってしまうのですが、利用者様のご負担は全く発生しない規定でしょうか？世帯収入によって利用額に差をつけるようなことはないのでしょうか？利用者が増えれば収入が増加し事業を継続していく体力が向上すると思ひた次第でございます。

○浅香会長 二つ目だけ手短かにお願いします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 負担いただく部分もあるのですけれども、現状において設定している定員に対して実際に利用している人数が少ないというところで、まずは決まった定員に向けて利用者増を目指しております。それを目指すことで施設に入ってくる給付費などの収入の増につながりますので、サービス利用を改善することで利用者増につなげていきたいと思ひております。

○浅香会長 今の説明を聞いても私もぴんとこないのですが、後から議事録が来ますので、読み返していただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

続きます、札幌市精神障害者回復者クラブ連合会の石山委員、お願いいたします。

○石山委員 この仕事をしていると、いろいろな不正というか、ただ通っているだけで工賃がもらえとか、箸の袋詰めをするだけで1万円もらえるなど、いろいろチラシも入ってくるし、仲間から話を聞いたりしていたのですが、いよいよもって、就労継続支援B型事業所の見直しに着手してくれたかという反面、メンバーの方は自分の気に入った自分に合う作業場をいろいろ探せるという利点もあったので、気持ちとしては微妙なところがあります。

今、就労継続支援B型事業所は札幌市内に600か所以上あると聞きますけれども、やはり増え過ぎて、それこそ営利目的のまるで福祉に特化していない事業所があったりするので、そういうところの見直しで札幌市が動いてくれたところは本当にありがたいと思ひております。

○浅香会長 それでは、会場に移らせていただいて、道立心身障害者総合相談所の人見委員、お願いします。

○人見委員 ご指名ありがとうございます。

我々は更生相談所ですので、手帳を交付するほうになります。そういった立場でお聞きしていて、これは決して私も答えを持っておりませんが、やはり手帳の申請をされたときに、適切な時期に適切な支援を受けた方と、例えば先生と親が対立してしまって絶対に普通学級と頑張られてしまった方、それから、先生が気づかれた後に親の方がやはりそういうふうにしていった方、最終的に、ある時期まで来たときに、特に若いときに適切な支援が入っている人のほう

が社会適応がやはり全然違っているのをよく目にします。

その後、やはり就労ですよ。先ほどの益満委員や安井委員が教育から就労への継続と考えたときのことや、山代委員からももしかしたら差別ではないかというお話もあったのですが、もしこれが本当に私心に教室の中を楽に運営したいからそういうことを言っているという方がいたら、これはもう本当よくないことだと思います。

ただ、もしそういうことを気づかれる先生がいて提案されたら、それが少なくとも適切な支援の検討につながっていただけたほうが将来的にはいいかなとは思っています。

先ほど、インクルージョンのほうにというお話があったのですが、小学校、中学校といった教育段階でのインクルージョンを進めて、その後、社会からのエクスクルージョンになってほしくないなどのすごく願っております。

私は、札幌の更生相談所ではありませんので、道側ですけれども、本当にそういった理解のある方との出会いでもって、随分、人生が変わっているのだと、本当に幸せな気持ちで頑張って手帳を使ってねと思いながら判子を押しています。ぜひ、小さな気づきで適切なところにつなげていただくというのは社会的な本当の意味での就労につなげたインクルージョン、役に立つのではないかなと思っている次第です。

私も答えはありません。そうではないこともあるかもしれないけれども、願いは本当にインクルージョン、人生を通じてのインクルージョンということができる社会になるといいなと思っております。

○浅香会長 それでは、札幌市視覚障害者福祉協会の近藤委員、お願いします。

○近藤委員 この委員会の事業の中で視覚障がい当事者に深く関わる事業が同行援護事業です。私どもの視覚障害者福祉協会も同行援護事業をしているのですけれども、2月1日現在で、札幌市内の同行援助事業所が189か所で、そのうち5件が休止しているということで、実際に動いているのは184か所です。

後日でいいのですけれども、お調べいただきたいことがあって、その同行援護事業は、原則、公共の乗り物を使っての視覚障がい当事者の手引き、誘導で移動するのです。ただ、山間地や公共の乗り物が発達していない地域のことを考えて、全国的には、厚生労働省にずっと車の利用を要望はしています。だけど、現時点では、あくまでも公共の乗り物での移動というガイドラインになっているのです。

ただし、この札幌の184事業所の中でかなりの件数が車利用していると見受けられるのですよ。車を使っているからと利用者が言うのです。その車を使っているのは、運輸局に有償移送の届出を出して、それでその部分を同行援護から抜いてしているのであれば何の問題もないと思うのです。そこも含めて同行援護の利用料を請求しているのかなと思ったりもしていて、この184か所のうちのどの程度の事業所が車利用しているか、分からないとは思いますが、分る範囲でいいのでお調べいただけたらありがたいなと思います。

それらの事業所に対して適切な指導を札幌市がされているかどうか、どういう事情で車が認められているか、認められていないか。移動支援であれば認められると思うし、事業形態によって違うと思うので、ぜひお調べいただいて、後日でいいので、私の事務所にでも連絡いただければ助かります。よろしく願いいたします。

○浅香会長 今後調べていただいて、後日、報告していただければと思います。

続いて、札幌市社会福祉審議会の大石委員、お願いいたします。

○大石委員 今、気になるところがありまして、成年後見制度を見直しが行われているので、これから便利にはなるのですが、複雑になると思いますので、今、利用されている方、これから利用する方が混乱しないように、こういった審議会や検討会で考えていっていただきたいと思っております。

○浅香会長 最後に、今回初参加の札幌市民生委員児童委員協議会の岩谷委員、お願いします。

○岩谷委員 先ほどからお話を伺っていて難しいことばかりだったので迷っていたのですが、長江委員や人見委員からお話のあった子どもたちのことで、私たちも見守りで子どもたちのことを一生懸命やっているのですけれども、不登校の子たちなどで、本当に障がいがあるのか、ないのかが分からなかったり、お母さんと学校の先生との関係でうまくいかないとその子が宙

に浮いてしまって、いまだに中学校に何も行かないのに卒業扱いになって、その後、勉強はしているのですけれども、これからどこ行くのだろうという生徒にも私は関わっているのですけれども、いろいろな問題でなかなかうまくいかないのです。それを今ここに初めて参加させていただいて、いろいろなところがあるのだなということを改めて感じさせていただきました。

これからもこういうことをお勉強しながら役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香会長 私の進行の下手で時間を少しオーバーしてしまいました。

本日は、本当に様々なご意見、感想、要望、質問をいただきまして、本当にありがとうございます。

次回からは肝を据えて、最初からどんどん意見を言っていただければ、多分、10分前には終わるのではないかと思います。

私の議長の任はこれで終わらせていただきますので、事務局にお返しいたします。よろしくお願い致します。

### 3. 閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 浅香会長、会議の進行をありがとうございました。

また、委員の皆さんには、貴重な意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

こういった意見を踏まえまして、事業計画の検討を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

では、以上をもちまして、令和7年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上